建築物の新築・増改築 または取り壊しを された方へ

り、申告の義務が生じます。 れると、 や物置、 家屋の増改築をしたり、倉庫 固定資産税の対象とな 車庫を新築(増改築)さ

こなってください。 をおこなうため、必ず届出をお 記建物については、適正な課税 把握に努めておりますが、滅失 登記がされていないものや未登 には、滅失登記等で取り壊しの 後に税務課までご連絡ください。 (増改築)をされた場合は、完成 また、建物を取り壊した場合 家屋の増改築や倉庫などの新築

【お問い合わせ先】

税務課(☎63・3802)

10月17日~23日は 10月17日~23日は

さまにとって身近な相談相手と 行政相談委員は、住民のみな

> して、 場からその解決や実現を促進す る役目です。 をお聞きして、公平・中立な立 に関する苦情やご意見・ご要望 国の行政機関などの業務

すので、お気軽にご利用ください。 インターネット等でも可能です。 ご相談は、口頭、電話、手紙、 相談は無料で秘密は守られま



行政相談委員 (総務大臣委嘱) 敏さん み和歌山

(お問い合わせ先)

企画まちづくり課

(**☎**63·3806)

土地の取引には 届出が必要です

買主は契約締結後2週間以内に の売買などの取引をしたときは、 国土利用計画法による 国土利用計画法により、 土地取引の届出制度 、土地

> 書いた土地売買等届出書を役場 に提出しなければなりません。 土地の利用目的や取引価格等を

と、1筆の面積が1万平方派に 要です。1筆の面積が1万平方 なります。 地に隣接して新たに土地を買い や、以前にこの届出を行った土 満たなくても、複数の筆の面積 ば以上の取引はもちろんのこ たす場合などでも届出が必要に ひとまとまりの土地になる場合 を合算すると1万平方が以上の の土地の取引について届出が必 日高町では、1万平方が以上

れることがありますのでご注意 り、 ください。 なお、この届出をしなかった 偽りの届出をすると罰せら

ちづくり課にご提出ください。 で、ダウンロードの上、 ムページに掲載されていますの 土地売買等届出書は、 県ホ 企画ま]

お問い合わせ先

企画まちづくり課 (**2**63·3806)

お済みでしょうか? 下水道への接続は

願いします。 事をされますよう、よろしくお されていない皆さまは早めに工 に加入済みで、まだ接続工事を 効果がありません。下水道事業 さまに使っていただかなければ 下水道の整備ができても、

となります。 場合は、貸し主との協議も必要 工事業者をご自分で選び、ご相 できません。指定業者の中から 談ください。借家やテナントの 水設備指定工事店』でしか施工 なお、接続工事は 『日高町排

水設備指定工事事 場HP「日高町排 指定工事店は役

業者(一覧表)」(右のQRコ ド)で紹介しています。

1

【お問い合わせ先】

(**2**63·3805)

浄化槽の日

使用した水をきれいにする設備 水処理施設)と同じく、家庭で 浄化槽とは、下水道(集落排

担うのが、「保守点検」「清掃」「法 境を整え、その環境を保つこと が大切になります。この役割を 持管理を適切に行いましょう。 ので、水環境を守るためにも維 定検査」の3つの維持管理です めには、 浄化槽が水をきれいにするた 微生物が働きやすい環

お問い合わせ先

上下水道課(☎63·3805)



10月10日は 目の愛護デー

眼科医はあなたの目の健康を のばそう目の健康寿命 サポートします。_

えてみませんか? を機会に目の大切さについて考 療が重要です。「目の愛護デー」 目の病気も早期発見、早期治

します。 として死後の献眼登録をお願い るように「愛と健康の贈りもの」 膜移植を受けて視力が回復でき また、視覚障害に悩む人が角

(お問い合わせ先)

県庁薬務課

公益財団法人 (**2**073·441·2663)

(**2**073·424·7130) わかやま移植医療推進協会

10月は臓器移植 普及推進月間

「いのちへの優しさと思いやり」

ださい。

ものです。 意の臓器提供があって成り立つ 臓器移植は、みなさまから善

ご自身の意思を表示して携帯す があります。意思表示カードに ることをお願いします。 あなたの意思で助かるいのち

健康課、保健所等に備えています。 意思表示カードは子育て福祉

【お問い合わせ先】

県庁薬務課

2073·441·2663)

わかやま移植医療推進協会 公益財団法人

(**2**073·424·7130)

廃乾電池を 回収します

収袋から取り出して、廃乾電池 回収袋は保管用としてご使用く ままでは、出さないでください。 のみを回収箱に入れてください。 以前のように回収袋に入れた 回収箱を設置しますので、 口

> 回収日 場 所 10月30日(日) 各地区の大型ごみ収集場所

【お問い合わせ先】

住民生活課(☎63·3800)

心配ごと相談合同相談所 人権相談・行政相談 開設のお知らせ

ら4時まで開設します。 られますので、 ンター2階会議室で午後1時か 談所を、日高町保健福祉総合セ 政相談・心配ごと相談の合同相 ください。 相談は無料で、秘密は固く守 10月18日(火)、 お気軽にご利用 人権相談·

護士の方々です。 権擁護委員、 長·副会長、 相談員は、 社会福祉協議会会 行政相談委員、 民生児童委員、

(お問い合わせ先

日高町社会福祉協議会

(**2**63·2751)